

1. 院内感染対策基本方針

医療関連感染の防止は、医療従事者はもとより一般の人々にも重要な関心事項になりつつある。そのため感染等異常発生時には原因の特定、制圧、終息を速やかにはかることは医療の安全対策上、また患者サービスの質を保つ上でも必要とされている。さらに感染予防を恒常的におこなうことは患者様ひいては全職員の安全向上を望めるものである。

以上により、院内感染防止対策を全従業員に周知し、対策にそった医療を提供できるようにするため本指針を作成する。

2. 院内感染対策組織構成

感染対策に関する審議機関として感染対策委員会を設置する。感染対策委員会は病院長、総看護長またはそれに類する者を各部署から人員を選出し、各部署横断的に活動することが望まれる。委員会は毎月1会程度開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

■ 委員会の業務

1. 感染発生状況の把握(サーベイランス)
2. 感染防止対策
3. 感染症治療対策助言等(抗生剤の管理等)
4. 院内感染対策
5. 教育啓蒙活動

- 実務は感染対策チーム(ICT)が行い、感染関連各種学会の定める感染管理の担当医師を筆頭に、各科横断的に感染対策に関する指揮権、環境整備に関する請求権が付与されるものとする。また必要に応じ各科専門医に協力を要請することとする。

3. 感染対策に関する職員研修に関する基本方針

- 院内感染対策、特に標準予防策等について職員に周知徹底をはかることを目的に実施する。
- 職員研修は就職時の初期研修1回その他、感染対策委員会の定める年間計画に基づいて全職員を対象に開催する。必要に応じて各部署にも開催する。
- 院外の感染対策を目的とした各種学会研究会、講習会等の開催情報を告知し、参加希望者の参加を支援する。院内研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録保存する。

4. 感染症発生状況報告基本方針

- 当院の感染症発生状況把握の為、微生物、医療器具関連感染等のサーベイランスをおこなう(厚生労働省サーベイランスシステムへの参加)。また、その結果を職員に周知し、結果に基づいて感染対策の充実を図る。
- 上記より、アウトブレイク発生時は感染対策チーム(ICT)が中心となり発生原因の究明、改善策の立案、実施を行う。

5. 市中感染流行時の対応基本方針

- 市中感染流行時(インフルエンザ[※]、麻疹など) 院内での流行、伝播の予防の為、隔離予防策、入院・面会の制限を行う。その際院内への掲示、来院者への説明、ホームページ[※]等での公開など情報公開を行う。

6. 院内感染発生時の対応基本方針

- 感染対策マニュアルに沿って標準予防策を中心に感染対策に努める。疾患および病態等に依りて感染経路別予防策を追加して実施する。
- 場合によって、連携病院のICTへ協力を要請する。報告の義務付けられている疾患が発生した場合は、速やかにICTや感染対策委員へ情報共有の上、保健所に報告する。特定の感染症が院内集団発生した場合、ICT・感染対策委員会は保健所と連携の上で対応を行う。

7. 患者への情報提供と説明に関する基本方針

- 本方針は病院ホームページにて患者またはその家族が閲覧できるようにする。疾患の説明とともに感染防止対策等についても説明し理解を得た上で協力を要請する。

8. その他院内感染対策推進の為に必要な方針

- 感染対策マニュアルには可能な限り科学的根拠に基づいた制御策を採用し、また経済的にも優れた方針を採用・実施する。
- マニュアルは社会情勢、最新の知見等を取り入れ定期的に改訂を行うこととする。